

氏名
現住所

様

発行日 年 月 日

斑鳩町長

調整給付金（不足額給付分）（※） 支給確認書

※ 調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、**令和7年10月31日までに、この確認書と本人確認書類等を返送してください。**

審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法

支給日

支給口座

支給額

※空欄の場合は、裏面で振込口座を選択してください。

（1）調整給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額（①） 円	+	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額（②） 円	=	控除不足額計（③） （①+②） 円 ↓ 令和7年の所要額（④） （上記③を1万円単位に切上げ） 万円
注）「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。					
支給額	令和7年の 所要額（④） 万円	-	調整給付金（当初給付分） 支給額（令和6年） 万円	=	調整給付金（不足額給付分） 支給額 万円

※各数値について重大な相違を認める場合のみ、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類（源泉徴収票、確定申告書 など）の写し（コピー）を添えて返送期限までに提出してください。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、町は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄（□）にレを入れてください。

【 私は給付金を受給しません □ 】

【誓約事項・確認事項】 ※該当する方のみ

意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

☐ 令和5年所得が少額で、令和6年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありません。

※上記は**令和5年所得について未申告の方のみ**、該当する場合にチェック（レ）してください。

☐ 令和6年度に「新たに非課税（または均等割のみ課税）となった世帯への給付」を受給後に、令和6年度分個人住民税所得割額の修正（非課税⇒課税）がありました。

※調整給付金（不足額給付分）の支給対象とならない場合があります。

☐ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

上記記載内容に異議ありません。

氏名		確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号	
----	--	-----	----	---	---	---	---------	--

裏面も必ずご確認ください

(2) 給付金の振込先口座の変更等

表面上部の**口座欄が空欄**の場合や、**別の口座への振込みを希望**する場合には、以下**いずれか1つのチェック欄(□)**にレを入れてください。

- ☐ ① **マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座**への振込を希望します。
(通帳等の写しは不要)
※マイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。
- ☐ ② **下記の現に使用している申請者名義の口座**への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
☐ 水道料引落口座 ☐ 住民税等の引落口座 ☐ 児童手当等の受給口座
(希望する場合は**いずれか1つ**をチェック)
※この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について税部局等に照会することを承諾します。
- ☐ ③ **下記の口座**への振込を希望します。
(**通帳等の写しを2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付する必要があります**。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名		支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
		本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	※右詰めでお書き下さい	※通帳の表記に合わせて下さい
金融機関番号		店番号			
1銀行 5通協 2金庫 6通協 3信組 7信濃連 4信連					

ゆうちょ銀行		通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ)
		6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい	※右詰めでご記入下さい	※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。		1	0	

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、斑鳩町役場税務課 (0745-74-1001)までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名				
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)の
確認・請求
受給
確認・請求及び受給
を委任します。
←法定代理の場合は、
委任方法の選択は不要です。

本人氏名

署名

提出書類

☐ 『調整給付金(不足額給付分) 支給確認書』(本書類)
※ 必要事項をご記入ください。
☐ 氏名、確認日、連絡先電話番号(1枚目表面)
☐ 振込口座(1枚目裏面(1枚目表面の口座欄が空欄の場合などに記入))

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 確認者の**運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。**

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 「(2)給付金の振込先口座の変更等」で③をチェックした場合のみ添付してください。
※ **通帳やキャッシュカードの写し(コピー)**など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を**2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。**

☐ 『源泉徴収票や確定申告書などの写し(コピー)』
※ **表面記載の各数値について重大な相違を認める場合のみ**、給付額算出に必要な数値がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

- ※・運転免許証のコピー
- ・健康保険証のコピー（保険者番号、被保険者等記号・番号をマスキングしてコピーしてください）
 - ・マイナンバーカード（表面）のコピー
 - ・年金手帳のコピー（基礎年金番号をマスキングしてコピーしてください）
 - ・介護保険証のコピー
 - ・パスポートコピー
- などのいずれか1点

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類をそれぞれ添付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードのコピー）

1枚目表面上部に記載の口座以外の口座で、「（2）給付金の振込先口座の変更等」の③に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。

※ 1枚目表面上部に記載の口座、①公金受取口座または②現に使用している口座への振込を希望される場合は不要

公金受取口座
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。登録は給付金の支給要件ではありません。 「公金受取口座」の概要及び登録はこちら



（公金受取口座制度とは）

国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。

源泉徴収票や確定申告書などの写し

※必要な場合のみ

調整給付金(不足額給付分)^(※)申請書

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
斑 鳩
町長様

市区町村
受付印

※本様式は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、斑鳩町において支給要件に該当するか審査の上で、

記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年中に他の市区町村や海外から本町に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。
 - ・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方(例：令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方)
 - ・令和6年中に扶養親族が増えた方(例：お子さまが出生された方) など

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い町において算定した支給額が支給されます。町における算定の結果、0円となった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。

【支給要件】

I + II (合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。) - III > 0となる納税義務者

- I 所得税分の所要額: 3万円 × 減税対象人数^{※1} - 令和6年分所得税額
※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
- II 個人住民税所得割分の所要額: 1万円 × 減税対象人数^{※2} - 令和6年度分個人住民税所得割額
※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
- III 調整給付金(当初給付分)の額

- ② 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

1. 申請者

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
氏名			
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名				
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

以下のいずれか一つのチェック欄(□)にレを入れてください。

- ☐ ①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。
- ☐ ②下記の現に使用している申請者名義の口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
☐ 水道料引落口座 ☐ 住民税等の引落口座 ☐ 児童手当等の受給口座 (希望する場合はいずれか1つをチェック)
※ この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、税部局等に照会することを承諾します。
- ☐ ③下記の口座への振込を希望します。
(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通		
		支店コード	2当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。	1 ※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、斑鳩町役場税務課(電話0745-74-1001)までお問い合わせください。

提出書類

- ☐ 『調整給付金(不足額給付分) 申請書』(本書類)
※ 必要事項をご記入ください。
- ☐ 誓約・同意事項(表面中段)
- ☐ 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)
- ☐ 振込口座(裏面上部)
- ☐ 署名(裏面下部)
- ☐ 『調整給付金の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書 など』
※ 令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料をご用意ください。
↓
受給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料をご用意ください。
- ☐ 『令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書 などの写し(コピー)』
- ☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』
※ 給付額算出に必要な令和6年所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 振込口座」で③をチェックした方のみ)
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※・運転免許証のコピー

- ・健康保険証のコピー（保険者番号、被保険者等記号・番号をマスキングしてコピーしてください）
- ・マイナンバーカード（表面）のコピー
- ・年金手帳のコピー（基礎年金番号をマスキングしてコピーしてください）
- ・介護保険証のコピー
- ・パスポートコピー

などのいずれか1点

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類をそれぞれ添付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードのコピー）

「2. 振込口座」の③に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。

※①公金受取口座または②現に使用している口座への振込を希望される場合は不要

公金受取口座
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に
公金受取口座を登録いただけます。
登録は給付金の支給要件ではありません。



「公金受取口座」の概要及び登録はこちら

（公金受取口座制度とは）

国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。

調整給付金(不足額給付分)^(※) 申請書

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
斑 鳩
町長様

市区町村
受付印

※本様式は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、令和6年分の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、
 - ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
 - ・合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円^(※)が支給されます。町における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。この要件に該当するか、又は支給対象となることについて町に事前に確認しています。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった
- ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった

- ② 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
氏名			
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名				
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()	
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

以下のいずれか一つのチェック欄(□)にレを入れてください。

- ①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。
- ②下記の現に使用している申請者名義の口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
□ 水道料引落口座 □ 住民税等の引落口座 □ 児童手当等の受給口座 (希望する場合はいずれか1つをチェック)
※ この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、税部局等に照会することを承諾します。
- ③下記の口座への振込を希望します。
(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード		支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。	1 ※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、斑鳩町役場税務課(電話0745-74-1001)までお問い合わせください。

提出書類

- 『調整給付金(不足額給付分) 申請書』(本書類)
※ 必要事項をご記入ください。
□ 誓約・同意事項(表面中段)
□ 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)
□ 振込口座(裏面上部)
□ 署名(裏面下部)
- 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』
※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
- 『事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』
※ 青色事業専従者または事業専従者の方のみをご用意ください。
- 『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 課税証明書の写し(コピー)』
※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
- 『住民票の写し』
- 『世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書の写し(コピー)』
- ↳ これら3つの書類は、令和6年に当町に転入された方のみをご用意ください。
- 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 振込口座」で③をチェックした方のみ)
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

- ※・運転免許証のコピー
- ・健康保険証のコピー（保険者番号、被保険者等記号・番号をマスキングしてコピーしてください）
 - ・マイナンバーカード（表面）のコピー
 - ・年金手帳のコピー（基礎年金番号をマスキングしてコピーしてください）
 - ・介護保険証のコピー
 - ・パスポートコピー
- などのいずれか1点

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類をそれぞれ添付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードのコピー）

「2. 振込口座」の③に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。

※①公金受取口座または②現に使用している口座への振込を希望される場合は不要

公金受取口座 未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に
公金受取口座を登録いただけます。
登録は給付金の支給要件ではありません。



「公金受取口座」の概要及び登録はこちら

（公金受取口座制度とは）

国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。

調整給付金(不足額給付分)(※)支給確認書 送付先変更届
(住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方など向け)

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
斑 鳩 町長様

市区町村
受付印

※本様式は、住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方などが使用するものです。
様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、斑鳩町において支給要件に該当するか審査の上で、
記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

●変更後の送付先

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理人が変更届を提出する場合】

代 理 人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分) 支給確認書送付先変更届の提出を委任します。				本人氏名	署名

提出書類

☐ 『調整給付金(不足額給付分) 支給確認書 送付先変更届』

※必要事項をご記入ください。

☐ 変更後の送付先(本様式上部)

☐ 署名(本様式下部)

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※提出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を
本様式下部に添付してください。

※記入漏れや提出書類の不備はありませんか。(不備がある場合、確認書を送付できない場合があります。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 提出者氏名

本人(代理人)確認書類

※・運転免許証のコピー

・健康保険証のコピー(保険者番号、被保険者等記号・番号をマスキングしてコピーしてください)

・マイナンバーカード(表面)のコピー

・年金手帳のコピー(基礎年金番号をマスキングしてコピーしてください)

・介護保険証のコピー

・パスポートコピー

などのいずれか1点

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類をそれぞれ添付

氏名
現住所

様

発行日 年 月 日

斑鳩町長

調整給付金（不足額給付分）（※）支給のお知らせ

※ 調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給いたします。

本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則として申請等の手続きは必要ありません。

支給方法
支給日
支給口座
支給額

調整給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額（①） 円	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額（②） 円	控除不足額計（③） （①＋②） 円
	注）「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。		令和7年の所要額（④） （上記③を1万円単位に切上げ） 万円
支給額	令和7年の 所要額（④） 万円	調整給付金（当初給付分） 支給額（令和6年） 万円	調整給付金（不足額給付分） 支給額 万円

下記のいずれかに該当する場合のみ、令和7年8月5日（火）までに下記お問い合わせ先までご連絡ください。必要書類を送付いたします。

ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。

- 本給付金を受給しない場合
- 振込口座を変更する場合
- 各数値について重大な相違を認める場合

お問い合わせ先
斑鳩町役場税務課
0745-74-1001

調整給付金(不足額給付分)受給辞退の届出書

斑鳩町長



- 1, 私は、「調整給付金(不足額給付分)」の受給について辞退することを、ここに届け出ます。
- 2, 本届出により、「調整給付金(不足額給付分)」の受給を辞退する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先 ()

本人確認書類添付箇所

- ※・運転免許証のコピー
- ・健康保険証のコピー（保険者番号、被保険者等記号・番号をマスキングしてコピーしてください）
- ・マイナンバーカード（表面）のコピー
- ・年金手帳のコピー（基礎年金番号をマスキングしてコピーしてください）
- ・介護保険証のコピー
- ・パスポートコピー
- などのいずれか1点

調整給付金(不足額給付分)支給口座登録等の届出書

斑鳩町長

市区町村
受付印

1. 私は、下欄の事項に誓約・同意の上、「調整給付金(不足額給付分)」の支給を希望する口座情報を、ここに届け出ます。

年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先 ()

2. 新規振込先指定口座(原則、1. の届出者本人名義の口座に限る。)

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (左詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
金融機関コード		支店コード	1普通		※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
			2当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

【誓約・同意事項】(チェック欄(口)に『✓』を入れてください。)

- ☐ 町が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年10月31日までに町が届出者に連絡・確認できない場合に、調整給付金(不足額給付分)が支給されないことに同意します。

提出書類

☐ 『調整給付金(不足額給付分)支給口座登録等の届出書』(本書)

※必要事項をご記入ください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』

※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

本人確認書類等貼付用紙

本人確認書類

- ※・運転免許証のコピー
- ・健康保険証のコピー（保険者番号、被保険者等記号・番号をマスキングしてコピーしてください）
 - ・マイナンバーカード（表面）のコピー
 - ・年金手帳のコピー（基礎年金番号をマスキングしてコピーしてください）
 - ・介護保険証のコピー
 - ・パスポートコピー
- などのいずれか1点

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードのコピー）

公金受取口座 未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。登録は給付金の支給要件ではありません。 [「公金受取口座」の概要及び登録はこちら](#)



（公金受取口座制度とは）
国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。
今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。